

公 告

次のとおり企画競争に付する。

令和8年2月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 企画競争に付する事項

- (1) 委託業務の名称
岩手県議会議員会館給食業務委託
- (2) 業務の仕様等
岩手県議会議員会館給食業務委託仕様書のとおり
- (3) 履行期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- (4) 履行場所
盛岡市内丸7番10号
岩手県議会議員会館

2 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立てをなされていない者であること。
- (4) 参加資格確認申請書類の提出の日から委託候補者を選定するまでの期間に、岩手県から一般委託契約に係る入札参加制限措置基準（平成23年10月5日出第116号）に基づく入札参加制限又は文書警告に伴う入札に参加できない措置を受けていない者であること。
- (5) 参加資格確認申請書類の提出の日から委託候補者を選定するまでの期間に、岩手県から物品購入等に係る指名停止等措置基準（平成12年3月30日出総第24号）などに基づく指名停止又は文書警告に伴う非指名を受けていない者であること。
- (6) 最近1年間の法人税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (7) 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）、その支店又は常時契約を締結する権限を

有する事務所、事務所等を代表する者その他経営に実質的に関与していると認められる者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団又は暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

※ なお、県は、事業者の役員等が、暴力団員等であるかどうかを警察本部に照会する
場合があること。

- (8) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人及び団体でないこと。
- (9) 栄養士法（昭和22年法律第233号）に規定する栄養士若しくは管理栄養士の資格を有する者又は調理師法（昭和33年法律第147号）に規定する調理師の資格を有する者を1名以上、当該業務に従事させることができること。
- (10) 参加資格確認申請書類の提出の日から起算して過去2年間に、食中毒事故等により、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第60条に規定する営業停止等の処分を受けていないこと。
- (11) 岩手県内に本社、支社又は営業所等を有すること。
- (12) 現場説明会に参加した者であること。

3 企画競争に関する手続等

- (1) 実施要領及び仕様書等の交付場所、交付期間及び入手方法

- ア 交付場所

〒020-8570 盛岡市内丸10番地1

岩手県議会事務局総務課

電話 (019) 629-6006 (直通)

- イ 交付期間

令和8年2月26日（木）から令和8年3月11日（水）までの午前9時から午後5時までの間、随時交付する。

ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日は除く。

- ウ 入手方法

上記アの場所で直接受け取る又は岩手県ホームページからダウンロードすること。

- (2) 企画競争参加資格の確認

- ア 本件企画競争への参加を希望する者は、参加資格確認申請書（様式1）及び必要な添付書類（様式2）を提出し、企画競争参加資格の確認を受けなければならない。

- イ 提出先

上記(1)アの場所とする。

- ウ 提出期限

令和8年3月11日（水）午後5時

エ 提出方法

持参又は郵送とする。ただし、郵送による場合は、上記ウの期限までに必着することとする。

(3) 企画提案が無効となる場合

次のいずれかに該当する企画提案は、無効とする。

ア 提出期限を過ぎて提出された提案

イ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 90 条（公序良俗違反）、第 93 条（心裡留保）、第 94 条（虚偽表示）又は第 95 条（錯誤）に該等する提案

ウ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案

エ その他、企画コンペに関する条件に違反した提案

(4) 企画競争参加資格の確認結果の通知

令和 8 年 3 月 13 日（金）までに通知する。

(5) 現場説明会の実施

当該企画競争に係る現場説明会を次のとおり実施する。

現場説明会への参加を希望する者は、その旨を電子メール又はファクシミリで申し出なければならない。

ア 参加申出期限

令和 8 年 3 月 6 日（金）午前 12 時

イ 現場説明会開催日時

令和 8 年 3 月 9 日（月）午後 2 時

ウ 現場説明会開催場所

〒020-0023 盛岡市内丸 7 番 10 号

岩手県議会議員会館 1 階食堂

(6) 企画提案書の提出期限及び提出方法

ア 提出先

上記(1)アの場所

イ 提出期限

令和 8 年 3 月 17 日（火）午後 5 時

ウ 提出方法

持参又は郵送とする。ただし、郵送による場合は、上記イの期限までに必着することとする。

(7) 仕様書等に対する質問書の提出期限

ア 提出期限

令和 8 年 3 月 11 日（水）午後 5 時

イ 提出方法

仕様書等に対する質問書（様式 3）を記載の上、電子メール又はファクシミリによ

り提出すること。

ウ 回答日程等

令和8年3月13日（金）に企画競争参加者全員あて電子メールにより回答する。

4 委託候補者の選定

(1) 審査方法

企画提案書の内容をあらかじめ定めた提案書評価基準に従い、岩手県議会議員会館給食業務委託選定委員会（以下「選定委員会」という。）が審査し、評価基準に定める要件を満たし、かつ、最も高い評価値を得たものを委託候補者として選定する。

なお、企画提案者が1者のみの場合であっても、選定委員会において、当該業務を実施するにふさわしいか否かを決定する。

(2) 提案書評価基準

岩手県議会議員会館給食業務委託評価基準のとおり

(3) 結果の通知

令和8年3月23日（月）までに、すべての企画提案書提出者に対し通知する。

5 契約に関する事項

(1) 契約の締結

会計規則（平成4年岩手県規則第21号）に定める随意契約の手続きにより、委託候補者から見積書を徴収して、契約を締結し、契約書を作成する。

(2) 契約保証金

委託候補者は、契約保証金として契約額の100分の5以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。

ただし、会計規則第112条各号に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。

(3) 契約結果の公表

本契約について、契約締結日から概ね15日以内に、関係事項を岩手県議会公式ホームページ上で公表する。

(4) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

6 その他事項

(1) 企画提案に要する経費は、全て参加者の負担とする。

(2) 企画提案等により岩手県に提出した書類は返却しない。

(3) 当該委託業務に係る予算について、議会の議決が得られなかった場合及び否決された場合にあっては、委託手続きの停止措置を行うことがある。

また、上記の場合にあっても、企画提案に要した経費については、一切補償しないものとする。

7 問い合わせ先

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸 10 番 1 号

岩手県議会事務局 総務課（担当 菊池 芳恵）

TEL019-629-6006 FAX019-629-6014

E-mail DA0001@pref.iwate.jp